

平成十五年六月二十七日提出
質問第一一五号

国家公務員の贈与等に関する再質問主意書

提出者
長妻昭

国家公務員の贈与等に関する再質問主意書

先に頂いた「国家公務員の贈与等に関する質問主意書」の答弁書（内閣衆質一五六第五六号）に関してさらにお尋ねする。

一 別表第一で示された平成十三年度の内容のうち、「金銭・物品等の供与」「供応接待」「報酬」の三分野別それぞれで、金額の高い順十番目までの贈与報告書全ての項目（「所属部局」「官職 氏名」「贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日」「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」「贈与等の内容又は報酬の内容」「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額」「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計している場合にあつては、その推計の根拠」「供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業」「贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所」「法第二条第六項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名」「贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係」）を府省等別にお示し願いたい。

二 別表第一で示された平成十二年度の内容のうち、「金銭・物品等の供与」「供応接待」「報酬」の三分野別それぞれで、金額の高い順十番目までの贈与報告書全ての項目（「所属部局」「官職 氏名」「贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日」「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」「贈与等の内容又は報酬の内容」「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額」「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計している場合にあつては、その推計の根拠」「供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業」「贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所」「法第二条第六項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名」「贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係」）を府省等別にお示し願いたい。

三 一、二においてそれぞれ三分野別に最高金額のケースにおいて、高額になった理由を詳細にお示し願いたい。また、その金額は常識の金額（世間相場）とお考えか。あるいは高額すぎるとお考えか。

四 先の質問主意書で、「贈与報告書のコピーを禁止している省庁名をお示し願いたい」と質問したが答弁

漏れがあつた。再度、具体的府省等名をお示し願いたい。さらにコピーを認めている府省等名をお示し願いたい。今後、コピーを認める府省等を拡大するおつもりがあるか。

右質問する。